平成２９年（フ）第４０６号
埼玉県草加市新栄３丁目４番地21　リバーパーク204号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県草加市新栄町599番地204
破産者　株式会社Ｍｉ・ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第８７４号
千葉市花見川区花見川８番３棟504号
破産者　佐藤　忠夫
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６０号
秋田市豊岩石田坂字九十田117番地19
破産者　株式会社アライブ
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８１号
千葉県山武市津辺82番地６
破産者　髙栖　美幸
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第９７号
千葉県大網白里市清名幸谷1330番地65
破産者　三浦　哲矢
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第２６５０号
横浜市神奈川区西神奈川１丁目19番地10
破産者　株式会社アンビシオンジャポン
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第５５２号
福岡市中央区六本松１丁目８番10号
破産者　大平　絵里
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０９１号
福岡市東区原田１丁目９番20―313号、開始決定時の住所福岡市博多区博多駅南２丁目３番15―1305号
破産者　玉城俊太朗
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２７８号
福岡市中央区春吉３丁目22番24―2303号
破産者　山口　康平
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０１号
埼玉県熊谷市弥生１丁目19番地
破産者　李　　美栄
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２０２号
埼玉県熊谷市榎町341番地
破産者　小川雪子こと　金　　漢順
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２１６号
埼玉県羽生市南羽生３丁目26番地２　106号室
破産者　小川　有美
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第４０４号
神奈川県小田原市穴部175番地
破産者　平野　和朗
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９０２号
福岡県朝倉郡筑前町二231番地１　ハピネスＣ棟
破産者　嶋田　省吾
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３６６号
福岡市東区箱崎３丁目30番19―101号
破産者　松雪　　弘
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６６号
沖縄県中頭郡西原町棚原１丁目21番地の８（マンション伊波305号）
破産者　大城　善勝
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１６７号
沖縄県中頭郡西原町棚原１丁目21番地の８（マンション伊波305号）
破産者　大城　常子
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２２２号
宮城県名取市相互台４丁目４番地の３
破産者　星　　則光
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９号
茨城県那珂市菅谷3073―２　リバーシャトーⅠ　202号室、住民票上の住所茨城県那珂郡東海村豊白１丁目24番７号（ニューシティ豊岡202）
破産者　古内ひろみ
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所